

令和元年台風第19号災害 復旧・復興方針

令和元年10月31日 策定

〔 1次改訂：令和元年11月12日 〕

長野県

目 次

はじめに	1
1 被災された方々への支援	
(1) 横断的な支援	2
ア 長野県災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、市町村の取組を総合的かつ円滑に支援	2
イ 災害ボランティアの募集・活動支援	2
ウ 外国人の方の相談対応	3
エ 情報発信を充実	3
(ア) 被災された方々への迅速・的確な情報提供	3
(イ) <u>復興へ向けた県内外への情報提供</u>	4
オ 災害見舞金等の支給、災害義援金等の募集・配分	5
(ア) 災害見舞金・災害弔慰金	5
(イ) 義援金	5
(ウ) ふるさと信州寄付金	5
(2) 生活支援	6
ア 当面の住まいを迅速に確保	6
イ 住宅の再建（建替・補修）を支援	7
ウ 県営住宅（相之島団地）入居者への支援	9
エ 経済的負担の軽減	10
(ア) 市町村等による災害援護資金・生活福祉資金の貸付け等	10
(イ) 県税の減免・徴収猶予・申告等の期限の延長	12
(ウ) 県営水道料金の減免	13
(エ) 有料道路通行料の減免	14
(オ) <u>手数料等の減免</u>	15
(カ) 高等学校等の授業料の減免	15
(キ) その他の負担軽減、権利利益に係る満了日の延長等	16
オ 災害廃棄物の処理を支援	18
カ 堆積土砂・泥等の撤去を支援	19
キ 県民生活の安全確保	19
(ア) 安全・安心パトロールの実施	19
(イ) 災害に便乗した悪質商法や特殊詐欺等の被害防止	20
ク 身体と心のケア	20
(ア) 健康相談・健康管理	20
(イ) 被災児童・生徒の心のケア	22
(ウ) 感染症等の予防	23
(エ) リフレッシュ機会の提供	23
ケ 就労支援	24
(3) 産業への支援	26
ア 商工業・サービス業	26
イ 観光	28

ウ 農業	29
(ア) 営農の再開・継続に向けた支援	29
(イ) 農地・農業用施設の早期復旧を支援	32
エ 林業	33
(ア) 林業経営の継続に向けた支援	33
(イ) 林道を早期に復旧	34

2 地域の復旧・再生に向けた取組

(1) ライフラインの復旧	35
ア 水道	35
イ 生活排水処理施設	35
(2) インフラの復旧	35
ア 道路	35
イ 河川	36
ウ 土砂災害対策	37
エ 市町村の公共土木施設	37
オ 鉄道	38
カ 農道・農業用水路	38
キ 林道	38
ク 治山	39
ケ 交通安全施設	39
(3) 公共施設等の復旧	39
ア 県有施設	39
イ 医療施設	40
ウ 高齢者福祉施設	40
エ 障がい者福祉施設	41
オ 児童福祉施設	41
カ 教育・社会教育施設（学校、社会教育施設、文化財等）	41

3 市町村への支援

(1) 長野県災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、 市町村の取組を総合的かつ円滑に支援	43
(2) 人的支援	43
(3) 財政的支援	43

4 国の特例措置の活用等

5 今後の復興に向けた考え方

別紙 1 令和元年台風第 19 号災害による被災者の生活再建のための支援の概要

別紙 2 県税の減免制度について

別紙 3 県税の申告等の期限の延長の指定地域一覧

はじめに

令和元年（2019年）の台風第19号は、長野県内に初めて大雨特別警報が発表されるほどの記録的な大雨をもたらしました。本県においては、千曲川流域を中心とした河川の氾濫や土砂災害等により、死者、行方不明者、負傷者などの人的被害に加え、広範囲にわたり、住宅、道路・橋梁・河川等の土木施設、鉄道施設、医療施設や社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地・農林業用施設など甚大な被害が発生しました。また、各地での交通ネットワークの寸断により、通勤、通学のみならず、県外とのアクセスにも支障が生じ、電気・ガス・上下水道などのライフラインも停止するなど、住民生活や経済活動が深刻な打撃を受けました。

災害の犠牲となられました方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

県では、災害発生直後から市町村や警察、消防、自衛隊をはじめ、国や事業者、各種団体など関係機関の皆様と連携・協力し、何よりもまず人命救助に全力をあげるとともに、ライフラインやインフラの迅速な復旧、交通ネットワークの早期復旧や代替輸送手段の確保など、応急対策に取り組んできました。

復旧・復興に向け、現在そして今後、県が行う取組を中心に「令和元年台風第19号災害 復旧・復興方針」としてとりまとめました。これを基に被災された方々が1日でも早く安心した生活を取り戻せるよう、地域の想いに寄り添いながら、県組織一丸となって引き続き市町村や関係機関と連携し全力で取り組んでまいります。

また、県民のみならず、信州・長野県に想いを寄せてくださる多くの方々と力を合わせ心をついに、より良い復興を目指してまいります。

なお、復旧・復興に着実に取り組むため、この方針は進捗状況に応じて項目を追加するなど、順次改訂してまいります。

令和元年（2019年）10月31日

長野県知事 阿部 守一

【本方針の位置づけ】

令和元年台風第19号災害により被災された住民の皆様が、引き続き安心して住み続けられるよう、市町村や関係機関等と連携して支援を行います。

この方針により、復旧・復興の道筋を示すとともに、順次予算化等を図り、復旧・復興に向けての歩みを確かなものにしていきます。

1 被災された方々への支援

被災された方々が1日でも早く日常生活を取り戻すことができるよう、住まいの確保や生活資金など生活面での支援、事業継続に向けた各種相談や資金支援など産業面での支援に関係機関と連携して取り組みます。

(1) 横断的な支援

ア 長野県災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、市町村の取組を総合的かつ円滑に支援

項目	取組内容	担当部局
被災者生活再建支援チーム	○市町村への支援 災害時における市町村の業務等を支援します。	危機管理部
	○支援内容 住家被害認定調査、り災証明書の発行、避難所の運営、要援護者の把握、総合相談窓口の設置、専門家の派遣 被災された方々の生活再建支援メニューの情報提供 等 【10月31日付け専決予算 469,249千円】	
	【問い合わせ先】 災害対策本部被災者生活再建支援チーム TEL 026-269-0754	

イ 災害ボランティアの募集・活動支援

項目	取組内容	担当部局
災害ボランティアの募集、災害ボランティアセンターの運営を支援	長野市南部の災害ボランティアセンターに県職員を派遣するなど、災害ボランティアセンターを運営する長野県社会福祉協議会の活動を支援します。 ・長野県社会福祉協議会のホームページ「長野県災害ボランティア情報〔特設サイト〕」から災害ボランティアセンター活動状況を情報発信しています。 https://nagano.shienp.net/ ・県社会福祉協議会、長野市社会福祉協議会、知事による記者会見を実施し、ボランティア参加を呼びかけました（10月31日）	危機管理部 健康福祉部
	【問い合わせ先】 長野県社会福祉協議会 TEL 026-228-4244	



ウ 外国人の方の相談対応

項目	取組内容	担当部局
外国人の方の 相談対応	<p>「長野県多文化共生相談センター」では15言語に対応した無料の相談窓口を設置し、電話やセンター窓口において、外国人の方からの災害に関する相談に応じています。</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 第1・3水曜日を除く平日（月～金） 第1・3土曜日 ・実施時間 10：00～18：00 ・実施場所（来所相談及び電話相談） 長野県多文化共生相談センター （長野市南長野1485-1 もんぜんぷら座3F） https://www.naganoken-tabunka-center.jp/ ・相談先 TEL 026-219-3068、080-4454-1899 <p>○対応言語</p> <p>中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語</p> <p>【相談窓口及び問い合わせ先】 長野県多文化共生相談センター TEL 026-219-3068、080-4454-1899</p>	県民文化部

エ 情報発信を充実

(7) 被災された方々への迅速・的確な情報提供

項目	取組内容	担当部局
きめ細かな情報発信	<p>各種広報媒体を活用し、被災された方々への支援情報や復旧・復興に係る情報をきめ細かく発信します。</p> <p>【問い合わせ先】 企画振興部広報県民課 TEL 026-235-7054</p>	企画振興部
県ホームページ （災害版）の掲載	<p>関係情報を優先的に発信するため、県ホームページのトップページを専用ページに切り替えました。（令和元年10月30日）</p> <p>【問い合わせ先】 企画振興部広報県民課 TEL 026-235-7054</p>	企画振興部
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による被災者支援情報の発信	<p>長野県（上田市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、佐久市、千曲市、小海町、佐久穂町、坂城町、山ノ内町）及び長野市が提供する各種被災者支援情報（住居、廃棄物、り災証明など）を、LINEを活用したチャットボットの自動応答により、24時間対応で発信します。</p> <p>【問い合わせ先】 企画振興部情報政策課、先端技術活用推進課 TEL 026-235-7071 こちらのQRコードからLINEに接続します。</p> <p>長野市人口増推進課 TEL 026-224-8851 こちらのQRコードからLINEに接続します。</p> 	企画振興部

Amazonの「ほしい物リスト」を利用した支援物資の募集	避難所運営者が、避難所等の被災者ニーズを把握し、国や県・市の支援対象以外の物資を Amazon のほしい物リストを活用して寄付を募ります。 ・須坂市（10月30日～完了） ・長野市（11月8日～実施中）	企画振興部
	【問い合わせ先】 企画振興部先端技術活用推進課 TEL 026-235-7146	
移住希望者や二地域居住者への支援の呼びかけ	SNSやメルマガ、HP等の情報発信ツールや、県内外で開催する各種イベント・セミナー時を活用し、移住希望者や二地域居住者をはじめ県内外の人々に復旧・復興支援を呼びかけます。	企画振興部
	【問い合わせ先】 企画振興部信州暮らし推進課 TEL 026-235-7024	
災害専用「ご意見ボックス」の設置	今後の復旧・復興の取組の参考とするため、災害専用の「ご意見ボックス」を設置しました。（令和元年10月29日）	企画振興部
	【問い合わせ先】 企画振興部広報県民課 TEL 026-235-7110	

(イ) 復興へ向けた県内外への情報提供

項目	取組内容	担当部局
心をつなぐためのアイコン「ONE NAGANO」の発信	被災地の支援現場で生まれた「ONE NAGANO」という合言葉をもとに、統一的なキャッチフレーズとアイコンを策定し、さまざまな災害復興・被災地支援活動の旗印として、復興への意欲と県内外での連帯感を高め、取組の輪を広げていきます。 ○取組内容 ・ロゴマークの作成・発信・活用 ・ロゴデータの提供（Web上など）	営業局
県内外に向けた情報発信	復興に向けた取組の輪を広げるため、各種メディアを活用し、情報発信を行います。 ・ラジオ番組「峰竜太とみんなの信州」での呼びかけ 文化放送 毎週土曜日 信越放送 毎週日曜日 東海ラジオ 毎週月曜日	営業局
	【問い合わせ先】 営業局メディア・ブランド発信担当 TEL 026-235-7249	

オ 災害見舞金等の支給、災害義援金等の募集・配分

(7) 災害見舞金・災害弔慰金

項目	取組内容	担当部局
災害見舞金 (詳細は別紙1参照)	災害見舞金を、重傷者に10万円、床上浸水世帯に災害見舞金を県、市町村あわせて10万円を支給します。(対象は被災者生活再建支援法、信州被災者生活再建支援制度の給付に該当しない世帯) 【10月31日付け専決予算 30,700千円】	危機管理部
	【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408	
災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者遺族へ支給する弔慰金の一部を補助します。 【10月31日付け専決予算 11,250千円】	危機管理部
	【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408	

(イ) 義援金

項目	取組内容	担当部局
義援金	・銀行振込みによる受付のほか各所に窓口を設置し、災害義援金を全国から募集し、県内被災市町村を通して被災された方々へできる限り速やかに届けるよう努めます。 (窓口：県庁・合同庁舎、大阪事務所、名古屋事務所、銀座NAGANOなど県関係の施設やイベント会場、日本赤十字社長野県支部、長野県共同募金会) (振込：八十二銀行、ゆうちょ銀行) ・義援金は、県内被災市町村を通して被災された方々へ届けます。	危機管理部 会計局
	【問い合わせ先】 会計局会計課 TEL 026-235-7351 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408	

(ウ) ふるさと信州寄付金

項目	取組内容	担当部局
ふるさと信州寄付金	・ふるさと納税ポータルサイトの災害支援ページに、2つの窓口を設置して寄付金の受付を開始しています。 「ふるさとチョイス」災害支援 https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/711 「さとふる」災害支援 https://www.satofull.jp/static/oenkifu/201910_typhoon_19.php ・福井県が、長野県のふるさと納税の代行受付を開始しています。 「福井県」による代行寄付受付 https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/774	総務部
	【問い合わせ先】 総務部税務課 TEL 026-235-7061	

(2) 生活支援

ア 当面の住まいを迅速に確保

項目	取組内容	担当部局								
住宅再建に係る 総合相談窓口の設置	<p>修繕方法や融資制度など住まいに関する総合的な相談に応じるため、被災地において住宅相談会を実施します。</p> <p>【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7339</p>	建設部								
	<p>当面の入居先として、県営住宅、県職員宿舎を提供します。 提供戸数：240戸 入居期間：1年 家賃：無料 第1回入居受付 10月23日～29日、11月2日から順次入居 第2回入居受付 11月7日～13日 あわせて、市町村営住宅、市町村教職員住宅の情報を提供します。</p> <p>○活用できる方 全壊、大規模半壊又は半壊により、住宅での居住が当面困難となった方</p> <p>【問い合わせ先】 建設部公営住宅室 TEL 026-235-7337</p>		総務部 建設部 教育委員会							
民間賃貸住宅の 借上げ	<p>県・長野市が民間賃貸住宅の空き家を借上げ、提供します。</p> <p>○活用できる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊するなどし、居住する住家がない方又は半壊であっても住宅としての利用ができない程度の損傷があり避難の長期化が見込まれる方であって、自らの資力では住家を得ることができない方。 ・令和元年台風第19号において、災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方 <p>○借上げ住宅条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2人</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>3～4人</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>9.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 144,380千円】</p> <p>国土交通省ウェブサイトにおいて、長野県の民間賃貸住宅、宿泊施設等の提供に関する情報（リンク）を掲載しています。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000069.html</p> <p>【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7331 お住まいの市町村 (長野市にあっては長野市役所住宅課 TEL 026-224-5424)</p>	世帯人数	家賃	1～2人	6万円	3～4人	7万円	5人以上	9.5万円	建設部
世帯人数	家賃									
1～2人	6万円									
3～4人	7万円									
5人以上	9.5万円									
応急仮設住宅の建設	<p>必要に応じて、応急仮設住宅を建設し、提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設が必要な長野市について、10月31日着工（4団地 115戸建設中） <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 934,650千円】</p>	建設部								
	<p>【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7339</p>									

イ 住宅の再建（建替・補修）を支援

項目	取組内容	担当部局						
住宅の応急修理 （詳細は別紙1参照）	<p>○制度概要</p> <p>住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を市町村が依頼した業者が応急的に修理します。応急修理に係る市町村支払額を国・県が負担します。（災害救助法）</p> <p>○対象となる修理</p> <table border="1" data-bbox="456 468 1289 864"> <tr> <td data-bbox="456 468 587 607">対象者</td> <td data-bbox="587 468 1289 607">り災証明書にて一部損壊（損害割合10%以上20%未満）、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方で、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 607 587 745">費用の限度額</td> <td data-bbox="587 607 1289 745">半壊又は大規模半壊の世帯：595,000円以内 一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の世帯：300,000円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 745 587 864">手続き</td> <td data-bbox="587 745 1289 864">①市町村へ応急修理を申し込み。 ②市町村が用意したリスト等から、被災者が業者を選定。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。</td> </tr> </table> <p>○注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は個別にご相談ください。 ・被災者の方が直接業者と契約、支払いをしたものは対象外となります。 ・応急修理を受けると応急仮設住宅を利用できなくなります。 <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 1,749,650千円】</p> <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184</p>	対象者	り災証明書にて一部損壊（損害割合10%以上20%未満）、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方で、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる方	費用の限度額	半壊又は大規模半壊の世帯：595,000円以内 一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の世帯：300,000円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。	手続き	①市町村へ応急修理を申し込み。 ②市町村が用意したリスト等から、被災者が業者を選定。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。	危機管理部
対象者	り災証明書にて一部損壊（損害割合10%以上20%未満）、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方で、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる方							
費用の限度額	半壊又は大規模半壊の世帯：595,000円以内 一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の世帯：300,000円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。							
手続き	①市町村へ応急修理を申し込み。 ②市町村が用意したリスト等から、被災者が業者を選定。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。							
障害物の除去	<p>○制度概要</p> <p>半壊又は床上浸水した住家に運ばれた土砂等を、自力では除去できない世帯に代わり、市町村が依頼した業者等が障害物の除去を行います。</p> <p>○対象となる修理</p> <table border="1" data-bbox="456 1572 1256 1856"> <tr> <td data-bbox="456 1572 587 1680">対象者</td> <td data-bbox="587 1572 1256 1680">半壊又は床上浸水した住宅にお住まいの方で、元の住家に引き続き住む予定の方（応急仮設住宅入居予定者は対象外）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1680 587 1751">費用の限度額</td> <td data-bbox="587 1680 1256 1751">1世帯当たり137,900円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1751 587 1856">手続き</td> <td data-bbox="587 1751 1256 1856">①市町村へ除去を申し込み。 ②市町村が業者を手配、工事後代金支払い。</td> </tr> </table> <p>○注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象外となります。 ・被災者の方が直接業者と契約、支払いをしたものは対象外となります。 ・障害物の除去を受けると応急仮設住宅を利用できなくなります。 	対象者	半壊又は床上浸水した住宅にお住まいの方で、元の住家に引き続き住む予定の方（応急仮設住宅入居予定者は対象外）	費用の限度額	1世帯当たり137,900円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。	手続き	①市町村へ除去を申し込み。 ②市町村が業者を手配、工事後代金支払い。	危機管理部
対象者	半壊又は床上浸水した住宅にお住まいの方で、元の住家に引き続き住む予定の方（応急仮設住宅入居予定者は対象外）							
費用の限度額	1世帯当たり137,900円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。							
手続き	①市町村へ除去を申し込み。 ②市町村が業者を手配、工事後代金支払い。							

	<p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184</p>	
<p>災害救助法適用対象外町村の応急修理 (詳細は別紙1参照)</p>	<p>災害救助法適用対象外町村の半壊及び一部損壊（損害割合10%以上20%未満）世帯に対し災害救助法と同等の補助が受けられるよう県と市町村が1/2ずつ負担し、応急修理を実施します。（半壊：1世帯最大59.5万円、一部損壊（損害割合10%以上20%未満）：1世帯最大30万円分）</p> <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 748千円】</p>	危機管理部
	<p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408</p>	
<p>災害復興住宅融資（建設・購入、補修） (貸付（融資）)</p>	<p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。</p> <p>○融資金利（令和元年11月1日現在：金利は毎月改訂します）</p> <p>【建設・購入の場合】 基本融資額年 <u>0.36%</u> 特例加算額年 <u>1.26%</u></p> <p>【補修の場合】 年 <u>0.36%</u></p> <p>○融資限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設の場合 基本融資額(建設資金)1,680万円＋ 基本融資額(土地取得資金)970万円＋ 基本融資額(整地資金)450万円＋ 特例加算額(建設資金)520万円 ・購入の場合 基本融資額(購入資金)2,650万円＋ 特例加算額(購入資金)520万円 ・補修の場合 基本融資額(補修資金)740万円＋ 基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円 <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html) 又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p> <p>○活用できる方 ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設、購入、又は補修される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。</p>	建設部
	<p>【問い合わせ先】 独立行政法人住宅金融支援機構お客さまコールセンター TEL 0120-086-353</p>	
<p>被災者生活再建支援制度 (詳細は別紙1参照)</p>	<p>家屋の被災程度に応じて、国の被災者生活再建支援制度による支援金の円滑な支給を支援します。</p>	危機管理部
	<p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408</p>	

信州被災者生活再建支援制度 (詳細は別紙1参照)	<p>自然災害により、住宅に半壊の被害を受けた世帯に対して、下記のとおり支援金を給付します。(全壊、大規模半壊、解体世帯は国の支援金の支給対象になります)</p> <p>○支給金額 50万円(単身世帯は37.5万円) ○負担割合 県・市町村2分の1ずつ</p> <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 562,500千円】</p>	危機管理部				
	<p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408</p>					
災害復興住宅建設事業補助金	<p>住宅金融支援機構等が行う「災害復興住宅融資」の活用支援及び利子補給を行います。</p>	建設部				
	<p>【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7339</p>					
母子父子寡婦福祉資金の特別措置 (融資)	<p>災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td>200万円以内 ※通常の限度額150万円に、災害による場合50万円を加算</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付利率</td> <td>年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)</td> </tr> </table>	貸付限度額	200万円以内 ※通常の限度額150万円に、災害による場合50万円を加算	貸付利率	年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)	県民文化部
	貸付限度額	200万円以内 ※通常の限度額150万円に、災害による場合50万円を加算				
	貸付利率	年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)				
	<p>転宅のために必要な経費の貸付を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td>26万円以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付利率</td> <td>年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)</td> </tr> </table>	貸付限度額	26万円以内	貸付利率	年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)	
	貸付限度額	26万円以内				
貸付利率	年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)					
<p>【問い合わせ先】 保健福祉事務所福祉課 市福祉事務所</p>						

ウ 県営住宅(相之島団地)入居者への支援

項目	取組内容	担当部局
県営住宅入居者への支援	<p>被災した県営住宅相之島団地の入居者が、安心して暮らせるよう復旧を行います。 また、被災した入居者の意向を踏まえ、住み替えの支援を行います。</p> <p>○県営住宅の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸内に堆積した汚泥の排出を実施(10月16日以降) ・畳、流し台、建具等の設備の交換(11月1日改修工事着手) <p>○住み替え支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向確認を実施(10月17日以降) ・移転先住戸(他の県営住宅)の提供(10月25日開始) 	建設部
	<p>【問い合わせ先】 建設部公営住宅室 TEL 026-235-7340</p>	

エ 経済的負担の軽減

(7) 市町村等による災害援護資金・生活福祉資金の貸付け等

項目	取組内容	担当部局																																						
災害援護資金	<p>市町村が貸し付ける災害援護資金の原資を県が補助します。</p> <p>○支援の概要 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="475 479 1219 936"> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #ffff00;">貸付 限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付 利率</td> <td colspan="2">市町村が定める率</td> </tr> </table> <p>○活用できる方 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1" data-bbox="488 1249 1190 1559"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>市町村民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 700,000千円】</p> <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408 お住まいの市町村</p>	貸付 限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付 利率	市町村が定める率		世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。		危機管理部
貸付 限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																							
	ア 当該負傷のみ		150万円																																					
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																																					
	ウ 住居の半壊		270万円																																					
	エ 住居の全壊		350万円																																					
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																							
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																																					
	イ 住居の半壊		170万円																																					
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																																					
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																																						
貸付 利率	市町村が定める率																																							
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																							
1人	220万円																																							
2人	430万円																																							
3人	620万円																																							
4人	730万円																																							
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																							
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。																																								
生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）	<p>市町村社会福祉協議会を窓口として、被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行います。（令和元年11月5日貸付開始）</p> <table border="1" data-bbox="450 1845 1158 1921"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td>原則10万円、特例措置20万円以内※</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>※次に掲げる特に必要と認められる場合には、20万円以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。 (2) 世帯員に要介護者がいるとき。 (3) 世帯員が4人以上いるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童が 	貸付限度額	原則10万円、特例措置20万円以内※	貸付利率	無利子	健康福祉部																																		
貸付限度額	原則10万円、特例措置20万円以内※																																							
貸付利率	無利子																																							

	<p>いる世帯等で特に県社会福祉協議会会長が認めるとき このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、長野県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p> <p>○活用できる方 被災により当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）</p>	
	<p>【問い合わせ先】 長野県社会福祉協議会（電話026-226-2036（直通）） お住まいの市町村の社会福祉協議会 民生委員・児童委員</p>	
母子父子寡婦福祉資金の貸付（融資）	<p>災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に、償還金の支払猶予などの特別措置を行います。</p>	県民文化部
	<p>【問い合わせ先】 保健福祉事務所福祉課 市福祉事務所</p>	
児童扶養手当等の特別措置	<p>被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限を解除します。</p> <p>○対象となる場合 住宅や家財等の財産にその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合（被災した年の所得によっては、後日返還が必要になることがあります。）</p>	県民文化部 健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 保健福祉事務所福祉課 市福祉事務所 ※特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当については、市町村障がい福祉担当課または児童福祉担当課（市町村によって窓口が異なります）</p>	
生活保護	<p>収入が厚生労働大臣の定める最低生活費に満たない場合、生活保護費を支給します。</p> <p>○制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ・生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ・生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ・保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 <p>○活用できる方 資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。</p>	健康福祉部

	<p>【問い合わせ先】 お住まいの地域を所管する福祉事務所（市では市の福祉事務所、町村では県の福祉事務所）</p>	
家電製品の支給	<p>市町村が行う災害救助法による生活必需品支給の取組を補完するものとして、半壊以上又は床上浸水と判定された住民税非課税世帯又は生活保護世帯のうち災害により家電を買い替えることが困難な方を応援するため、県が指定する家電製品（4品）の中から対象世帯が必要な品目を支給します。</p> <p>【支給対象家電製品】（必要な製品を選択してください） ○石油ファンヒーター（木造9畳向け 相当） ○冷蔵庫（146ℓ、2ドア 相当） ○洗濯機（5kg、全自動洗濯機 相当） ○テレビ（32インチ液晶 ケーブル含む 相当）</p>	危機管理部
	<p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184 お住まいの市町村</p>	
「家財お買い得カタログ」のお届け	<p>イオン(株)と長野県との包括連携協定に基づき、関係会社であるイオンリテール(株)の協力により、家財を失われた方が生活に必要な家財（家電製品及び生活用品）を被災者限定価格で購入できるカタログをお届けします。</p>	危機管理部
	<p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184 お住まいの市町村</p>	

(イ) 県税の減免・徴収猶予・申告等の期限の延長

項目	取組内容	担当部局
県税の減免 （詳細は別紙2参照）	<p>下記の県税について減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車税（種別割） 被災により自動車を使用できなくなったとき など 自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）・自動車取得税 使用できなくなった自動車の代替自動車を取得したとき など 個人事業税 災害による事業用資産の損害金額が被災者の事業用資産の1/2以上である場合 など 不動産取得税 災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき など <p>○申請に必要な書類 減免申請書、り災証明書ほか （税目や被害の状況により、必要書類が異なります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。）</p>	総務部
	<p>【問い合わせ先】 総務部税務課 TEL 026-235-7046</p>	

<p>県税の申告等の 期限の延長・徴収 猶予</p>	<p>納税者からの申請に基づき、被災の状況に応じて、県税の申告等の期限の延長や、徴収を猶予します。</p> <p>○申請時期 状況が落ち着いたところで、申請の手続きをお願いします。</p> <p>○申請に必要な書類 期限延長申請書または徴収猶予申請書、り災証明書ほか (被害の状況により、必要書類が異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。)</p> <p><u>ただし、別紙3に記載のある地域に住所や主たる事務所又は事業所をお持ちの方で、令和元年10月12日以降に期限が到来するものについては地域指定により自動的に期限が延長されていますので申請は不要です。</u> <u>延長期間については、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めます。</u></p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 総務部税務課 TEL 026-235-7046</p>	<p>総務部</p>
------------------------------------	---	------------

(ウ) 県営水道料金の減免

項目	取組内容	担当部局
<p>水道料金の減免</p>	<p>県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）に係る避難先住宅及び被災住宅の水道料金を減免します。</p> <p>○減免の内容</p> <p>1 避難先住宅に係る減免</p> <p>(1) 対象者 県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）の県営住宅等に避難される被災された方々</p> <p>(2) 減免額及び期間 全額免除 県営住宅等に入居している期間（最大1年間） * 県営住宅等（県営住宅、市営住宅、県職員宿舎、県教職員住宅、賃貸 アパート等の借上型応急仮設住宅）</p> <p>2 被災住宅に係る減免</p> <p>(1) 対象者 住家が浸水等により被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方</p> <p>(2) 減免額及び期間</p> <p>①全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水以上）の場合 令和元年10月及び11月分の水道料金を全額免除</p> <p>②一部損壊（床下浸水）の場合 令和元年10月分使用水量から8 m³を減量し、一部免除</p> <p>○申請に必要な書類 減免申請書、り災証明書（写し可）を下記「受付窓口」へ提出してください。 郵送による提出も可能です。減免申請書は、受付窓口にあります。また、企業局のホームページからも入手できます。 (企業局ホームページアドレス) https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyokensei/soshiki/soshiki/encho/kigyokyoku/index.html</p>	<p>企業局</p>

	<p>○受付・相談窓口 (受付時間) 午前8時30分から午後5時15分まで *土日祝日除く 【長野市(篠ノ井・川中島・更北地区)、千曲市(旧更埴市)にお住まいの方】 ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所 〒381-2231 長野市川中島町四ツ屋100(川中島水道管理事務所内) 0120-971-105(フリーダイヤル)、026-286-1815 または、 川中島水道管理事務所 *上記住所と同じです。 026-284-1700 【上田市、千曲市(旧上山田町・戸倉町)、坂城町にお住まいの方】 ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所 〒386-0032 上田市諏訪形613(上田水道管理事務所内) 0120-971-124(フリーダイヤル)、0268-29-0810 または 上田水道管理事務所 *上記住所と同じです。 0268-22-2110</p> <p>その他、県企業局水道事業課、長野市各支所、千曲市上下水道課、 上田市上下水道局サービス課、坂城町建設課でも減免申請書の提出が 可能です。</p> <p>水道料金の減免、納付の相談は、下記までご連絡ください。</p>	
	<p>【問い合わせ先】 企業局水道事業課 TEL 026-235-7381</p>	

(エ) 有料道路通行料の減免

項目	取組内容	担当部局
<p>有料道路通行料金の減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・五輪大橋の通行料金について、災害廃棄物をアクアパル千曲に搬入する場合は全額免除します。 ・県道路公社管理有料道路の通行料金について、災害ボランティア車両等関連車両は全額免除します。 <p>○実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみに関する措置については、10/23～12月末までを予定 ・災害ボランティアに関する措置については、10/14～12月末までを予定 	<p>建設部</p>
	<p>【問い合わせ先】 建設部道路建設課 TEL 026-235-7304</p>	

(オ) 手数料等の減免

免許証の再交付、証明書の交付、証明書類の記載事項の書き替え、許可などに関する手数料等のうち、生活の再建や事業再開に不可欠なものについて減免を行います。

減免に関する手続きが整うまでの間に納付された手数料等は、後日還付します。

(例)

項目	取組内容	担当部局
運転免許証再交付等の 手数料の減免	運転免許証再交付等の一部の手数料を全額免除するほか、既に納付された手数料を還付します。	警察本部
	【問い合わせ先】 警察本部会計課 TEL 026-233-0110	
飲食店、旅館、理・美容 業等の営業許可手数料等 の減免	飲食店、旅館、理・美容店等の事業者が、県内で施設を再建し、営業を再開する場合の許可申請・届出に係る手数料を減免します。	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部食品・生活衛生課 TEL 026-235-7155	
<u>住宅を再建する場合の建 築確認申請手数料の減免</u>	<u>災害により住宅を滅失又は破損し、発災から6か月以内に住宅を建築、大規模修繕するときの建築確認申請手数料を減免します。</u>	建設部
	【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7339	

(カ) 高等学校等の授業料の減免

項目	取組内容	担当部局
高等学校の授業 料の減免	著しく生活が困難な場合などに県立高等学校の授業料を免除するほか、私立高等学校が授業料を免除した場合に、その要する費用を支援します。	県民文化部 教育委員会
	【問い合わせ先】 県民文化部私学振興課 TEL 026-235-7058 教育委員会高校教育課 TEL 026-235-7430	
福祉大学校等の 授業料の減免	福祉大学校、工科短期大学校、技術専門校、看護大学、公衆衛生専門学校、須坂看護専門学校、農業大学校、林業大学校について、経済的理由により授業料を納付することが困難な方、その他やむを得ない事情があると認められる方の授業料を免除します。	
	【問い合わせ先】 福祉大学校：健康福祉部地域福祉課 TEL 026-235-7058 看護大学、須坂看護専門学校：健康福祉部医療推進課 TEL 026-235-7142 公衆衛生専門学校：健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7141 工科短期大学校、技術専門校：産業労働部人材育成課 TEL 026-235-7199 農業大学校：農政部農業技術課 TEL 026-235-7220 林業大学校：林務部信州の木活用課 TEL 026-235-7274	

(キ) その他の負担軽減、権利利益に係る満了日の延長等

項目	取組内容	担当部局
保育料の減免	<p>被災により保育料の負担が困難な場合に減免が受けられることがあります。 (減免が受けられる要件は市町村により異なりますので、各市町村の保育担当課にご確認ください。)</p> <p>【問い合わせ先】 県民文化部こども・家庭課 TEL 026-235-7098</p>	県民文化部
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	<p>被害を受けた方に対する国民健康保険・後期高齢者医療の保険料(税)・窓口負担について、保険者(市町村・後期高齢者医療広域連合)が減免する場合に、要する費用を支援します。</p> <p>■窓口負担の減免について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用市町村の住民の方で、国民健康保険または後期高齢者医療に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 <small>※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告して下さい。</small> ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 <ul style="list-style-type: none"> ○期間 令和2年1月末まで ○保険証を提示しなくても医療機関等を受診出来ます。 ○保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険者にご確認下さい。 <p>■保険料(税)の減免について</p> <p>被災された方は保険料(税)の減免・支払猶予措置が講じられる場合がありますので、ご加入の医療保険者にご確認下さい。</p> <p>【問い合わせ先】 健康福祉部国民健康保険室 TEL 026-235-7090</p>	健康福祉部
障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免(精神通院医療)	<p>被災により次の①～③に該当する方の、自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担額が免除されることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受診者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の住家(借家、空き家、別荘又は他人に貸している物件を除く。)が、台風第19号により全半壊、一部損壊、床上浸水をする被災をした方 ②受診者の属する世帯の生計を主として維持する者が、台風第19号により死亡したこと、行方不明となったこと、又は心身に重篤な傷病を負ったことによりその者の収入が著しく減少した方 ③受診者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、台風第19号による事業の休業、事業における著しい損失、又は失業により著しく減少した方 <p>【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7109</p>	健康福祉部

<p>介護保険料及び介護保険サービス利用料の減免・支払猶予</p>	<p>■介護サービス利用料の免除等について</p> <p>○災害救助法適用市町村の住民の方で、次の①～⑤に該当する方は、その旨を介護サービス事業所に申告いただくことで介護保険の利用料について支払猶予・免除の措置が講じられることがあります。</p> <p>①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明の方 ④主たる生計維持者が業務の廃止、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>○期間 令和2年1月末まで ○保険証を提示しなくても介護サービスが受けられます ○保険者によって取扱が異なりますので、各市町村の介護保険窓口にご確認ください。</p> <p>■保険料の減免について</p> <p>被災された方は令和元年度の保険料の減免・支払猶予が講じられる場合がありますので、各市町村の介護保険窓口にご確認ください</p> <p>【問い合わせ先】 健康福祉部介護支援課 TEL 026-235-7111</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）入所者負担金の減免</p>	<p>被災により、やむを得ない支出が必要となる等入所者負担金の負担が困難な場合に減免が受けられる場合があります。</p> <p>減免の可否については、世帯の負担能力等を勘案し、個々に判断いたしますので、詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>【問い合わせ先】 県民文化部児童相談・養育支援室 TEL 026-235-7099</p>	<p>県民文化部</p>
<p>権利利益に係る満了日の延長措置</p>	<p>「犯罪被害者等給付金の申請期間」「猟銃等の所持の許可の有効期間」「運転免許証の有効期間」ほか81の権利利益について、令和元年10月10日以降に権利利益の存続期間（運転免許証の有効期間等）が満了する場合には、その満了日を令和2年3月31日まで延長します。</p> <p>※その他詳細については、長野県警察ホームページ (http://www.pref.nagano.lg.jp/police/) 又は下記ホームページを参照するとともに、下記問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>災害救助法が適用された市町村 http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html</p> <p>措置に関する告示について https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/kokkakouan/20191018honbun.pdf</p> <p>○活用できる方 特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等</p> <p>【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-233-0110</p>	<p>警察本部</p>

	<p>「質屋を廃業したときにおける届出」「自動車の保管場所の変更等の届出」ほか33義務について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和2年1月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われません。</p> <p>※その他詳細については、長野県警察ホームページ (http://www.pref.nagano.lg.jp/police/) 又は下記ホームページを参照するとともに、下記問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>○活用できる方 特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-233-0110</p>	警察本部
--	--	------

オ 災害廃棄物の処理を支援

項目	取組内容	担当部局
災害廃棄物の早期処理のための支援	<p>災害廃棄物仮置場への職員の派遣や仮置場の用地の提供、広域的な人的物的支援の調整、災害廃棄物処理費用の補助制度活用に係る助言等、国と連携し被災市町村の状況に応じた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月6日(水)県庁にて、被災市町村を対象に災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る説明会を開催 ・災害廃棄物の広域処理について、長野市と千曲市からの要請を受け、富山県、三重県が受入れ。愛知県でも受入れを調整中です。 ・<u>市町村が必要と認めた被災家屋の公費解体について、これまでの全壊に加え半壊についても国が支援する方針を発表しました。(11月7日)</u> <hr/> <p>【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187</p>	環境部
災害廃棄物の早期排出	<p>官民一体となって取り組むことにより円滑な廃棄物処理を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、ボランティア、行政、自衛隊の連携による「オペレーション ワン・ナガノ」を展開しています。 ・自衛隊による夜間排出を実施(10月19日～) ・<u>生活圏内の災害ごみについて、年内に撤去できるよう、市町村を支援します。</u> <hr/> <p>【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187</p>	環境部
災害廃棄物仮置場の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・一部仮置場において、車両誘導や廃棄物積み下ろし等を、協定に基づき長野県資源循環保全協会が行っています。 <hr/> <p>【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187</p>	環境部

カ 堆積土砂・泥等の撤去を支援

宅地内、道路、農地等に堆積した大量の土砂を迅速に撤去できるよう、住民・ボランティア、県、市町村等、関係者間の調整を図り、円滑かつ効率的な作業が行われるよう対応しています。

項目	取組内容	担当部局
土砂の効率的な撤去	宅地内、道路、農地等に堆積した大量の土砂を迅速に撤去できるよう、住民・ボランティア、県、市町村等、関係者間の調整を図り、円滑かつ効率的な作業が行われるよう対応しています。	環境部 建設部 農政部
	【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187 建設部都市・まちづくり課 TEL 026-235-7296 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241	
道路の交通確保	長野県建設業協会による約800人体制での土砂撤去支援など、関係団体と連携し、道路上に溜まった土砂の撤去等を実施し、交通確保を行いました。	建設部
	【問い合わせ先】 建設部道路管理課 TEL 026-235-7302	
市町村への支援	宅地内に堆積した土砂の撤去が迅速に行われるよう、作業に取り組んでいる市町村に対し国の補助事業の活用方法の説明や助言を行います。	環境部 建設部
	【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187 建設部都市・まちづくり課 TEL 026-235-7296	
農地における土砂の撤去	営農の継続に向け、農地における市町村が行う土砂・泥等の撤去に伴う災害復旧事業を支援します。 〔事業名〕 農地・農業用施設災害復旧事業 補助率：94～96%（国）	農政部
	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241	

キ 県民生活の安全確保

(7) 安全・安心パトロールの実施

項目	取組内容	担当部局
安全・安心パトロールの実施	被害を受けた地域において、空き巣等の犯罪抑止を目的とした警戒・警ら活動を行っています。	警察本部
	【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-233-0110	

(イ) 災害に便乗した悪質商法や特殊詐欺等の被害防止

項目	取組内容	担当部局
警察官による注意喚起	避難所における警察官による防犯指導のほか、チラシの配布、掲出等により注意喚起を行います。	警察本部
	【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-233-0110	
保健師等による 住民巡回時等の注意喚起	保健師等による住民巡回時や市町村の防災行政無線等による注意喚起を行います。	県民文化部
	【問い合わせ先】 県民文化部くらし安全・消費生活課 TEL 026-223-6770	
消費者トラブル に関する相談等	災害発生後において、点検商法、便乗商法など消費者トラブルが発生する可能性があることから、最寄りの消費生活センターにおいて不審な勧誘等の相談を実施します。 ○実施内容 下記相談窓口[消費生活センター]及び消費者ホットライン（局番なし188）への電話による相談応。 ※相談窓口 （受付時間：平日 8:30～17:00） 北信消費生活センター TEL 026-223-6777 東信消費生活センター TEL 0268-27-8517 中信消費生活センター TEL 0263-40-3660 南信消費生活センター TEL 0265-24-8058 さらに、被災地の状況に合わせて出張相談を開催	県民文化部
	【問い合わせ先】 県民文化部くらし安全・消費生活課 TEL 026-223-6770	

ク 身体と心のケア

(7) 健康相談・健康管理

項目	取組内容	担当部局
避難所における 健康相談・健康管理	保健福祉事務所の保健師や管理栄養士、災害支援ナースを避難所等へ派遣し、健康相談・健康管理を実施します。	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部健康福祉政策課 TEL 026-235-7091 健康増進課 TEL 026-235-7112 医療推進課 TEL 026-235-7142	
栄養相談	<ul style="list-style-type: none"> 電話による栄養相談を実施します。 市町村からの要望により家庭訪問を実施します。 ○実施時期 <ul style="list-style-type: none"> 電話相談：毎週月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15 家庭訪問：随時 ○実施場所 各保健福祉事務所健康づくり支援課	健康福祉部

	<p>○実施者 各保健福祉事務所の管理栄養士</p>	
	<p>【問い合わせ先】 各保健福祉事務所健康づくり支援課</p>	
エコノミークラス症候群の防止	<p>・避難所等におけるエコノミークラス症候群の防止のため、巡回活動を行う保健師等が車中泊者を含む避難者等に対して、軽い運動や水分補給等を積極的に促す呼びかけを行っています。</p> <p>・長野市及び須坂市の避難所において、医療機関の協力を得て、予防検診を行いました。</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7150</p>	
柔道整復師会による無料施術	<p>災害時応援協定に基づき、柔道整復師会が被災地で無料施術を実施しています。</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部医療推進課 TEL 026-235-7145</p>	
災害派遣福祉チームの派遣	<p>災害派遣福祉チームを避難所等へ派遣し、要配慮者へのアセスメント、福祉避難所等への誘導、相談支援等を実施します。</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部地域福祉課 TEL 026-235-7114</p>	
アスベスト飛散対策	<p>迅速なアスベスト飛散防止対策を講じるため、被災した建築物について必要に応じ建築物の石綿露出状況確認調査等を実施します。また、解体等工事現場において、アスベスト廃棄物の適切な分別・保管・処理を徹底します。</p>	環境部
	<p>【問い合わせ先】 環境部水大気環境課 TEL 026-235-7177</p>	
健康全般及びこころの健康に関する相談	<p>被災された方やそのご家族、また被災された方を支援する方などを対象とした健康全般及びこころの健康に関する相談を保健福祉事務所、精神保健福祉センター等において行っています。</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7150、7109</p>	
被災ペット相談	<p>災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。</p> <p>○支援内容 (1) 被災動物等のための相談窓口の開設 (2) 被災動物の救護等 (3) 飼養場所設置の支援 (4) 被災動物の一時預り (5) 飼い主不明動物の保護および譲渡等</p> <p>○活用できる方 災害時被災ペットについてお困りの方、支援が必要な方</p>	健康福祉部

	<p>【問い合わせ先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県災害時被災ペット相談支援センター (長野県健康福祉部食品・生活衛生課内) TEL 026-235-7154 ・長野市保健所動物愛護センター TEL 026-262-1212 	
人権相談等各種相談	<p>①人権に関する相談を実施します。 ②女性・男性に係る一般相談を受け付けます。 ③DV等に関する相談を実施します。 ④性暴力被害に関する相談を実施します。</p> <p>○実施時期(電話相談)</p> <p>①原則火曜日から日曜日 8:30~17:00 ②(女性相談) 原則火曜日から土曜日 8:30~17:00 (男性相談) 原則毎週金曜日 17:00~19:00 ③女性相談センター: 原則月曜日から金曜日 8:30~17:15、 男女共同参画センター: 原則火曜日から土曜日 8:30~17:00 ④24時間365日対応</p> <p>【相談窓口及び問い合わせ先】</p> <p>①人権啓発センターTEL 026-274-3232 ②男女共同参画センター「あいとぴあ」 (女性相談) TEL 0266-22-8822 (男性相談) TEL 0266-22-7111 ③女性相談センターTEL 026-235-5710 男女共同参画センター「あいとぴあ」 TEL 0266-22-8822 ④性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」 TEL 026-235-7123</p>	県民文化部

(イ) 被災児童・生徒の心のケア

項目	取組内容	担当部局
スクールカウンセラーによる児童・生徒の心のケア	<p>スクールカウンセラーが被災した児童・生徒の心のケアを行います。</p> <p>【問い合わせ先】 教育委員会事務局心の支援課 TEL 026-235-7436</p>	教育委員会
児童の心のケア	<p>被災した児童への心のケアが必要な場合に、児童相談所児童心理司、子ども支援センターの相談員による相談等を実施します。</p> <p>○実施時期</p> <p>①児童相談所 毎週月～金(祝日を除く) 8:30~17:15 ②子ども支援センター 毎週月～土(祝日を除く) 10:00~18:00</p>	県民文化部

	<p>【相談窓口及び問い合わせ先】</p> <p>①児童相談所 中央児童相談所 TEL 026-238-8010 松本児童相談所 TEL 0263-91-3370 飯田児童相談所 TEL 0265-25-8300 諏訪児童相談所 TEL 0266-52-0056 佐久児童相談所 TEL 0267-67-3437</p> <p>②子ども支援センター 子ども専用ダイヤル TEL 0800-800-8035 大人用ダイヤル TEL 026-225-9330</p>	
--	---	--

(ウ) 感染症等の予防

項目	取組内容	担当部局
インフルエンザ予防接種の支援	避難所の避難者に対して長野市、須坂市、千曲市が実施したインフルエンザ予防接種に要した経費を支援します。	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7148</p>	
消毒等への支援	被災市町村が実施する消毒、ねずみ・害虫駆除等に要した経費を支援します。	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7148</p>	

(エ) リフレッシュ機会の提供

項目	取組内容	担当部局
旅館・ホテル等と連携したリフレッシュ機会の提供	長野県と長野県ホテル旅館生活衛生同業組合との協定に基づき、避難生活が長期化している被災者に対し宿泊施設を提供します。 ・長野市及び須坂市では、避難者の健康悪化防止のために、ホテル・旅館を2次避難所として活用しています。	健康福祉部 観光部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部食品・生活衛生課 TEL 026-235-7153 観光部山岳高原観光課 TEL 026-235-7251</p>	

ケ 就労支援

項目	取組内容	担当部局									
<p>ハローワークと連携した就労支援</p>	<p>ハローワークと連携し、被災者からの就職相談に応じるとともに、ハローワークの求人情報をもとに職業紹介を行います。</p> <p>○対象 台風19号による災害の被災者及び被災事業所の従業員等</p> <p>○内容 職業相談、職業紹介</p> <p>○実施日時 月～金曜日（祝日を除く。） 8：30～17：15</p> <p>○実施場所 下記の4地域振興局商工観光課</p> <p>【相談窓口及び問い合わせ先】</p> <p>佐久地域振興局商工観光課 TEL 0267-63-3157 上田地域振興局商工観光課 TEL 0268-25-7140 長野地域振興局商工観光課 TEL 026-234-9527 北信地域振興局商工観光課 TEL 0269-23-0219 産業労働部労働雇用課 TEL 026-235-7201</p>	<p>産業労働部</p>									
<p>雇用調整助成金</p>	<p>経済上の理由^{※1}により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部の助成を行います。</p> <p>〔※1 台風に伴う「経済上の理由」 風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う経営環境の悪化については経済上の理由に当たります。 (例) ・取引先の浸水被害等により原材料や商品等の取引ができない ・交通手段の途絶により来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により営業ができない ・風評被害により観光客が減少した 等〕</p> <p>○対象 対象事業所の主な要件は、次のとおりです。 ・雇用保険適用事業所の事業主であること ・経済上の理由により事業活動の縮小^{※2}を余儀なくされたこと 等</p> <p>〔※2 事業活動の縮小 ・最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が前年同期に比べて10%以上減少していること〕</p> <p>○内容 助成率</p> <table border="1" data-bbox="454 1832 1195 1998"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休業手当</td> <td>4 / 5</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>上記以外 (教育訓練時の賃金等)</td> <td>2 / 3</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支給限度日数 1年間で300日) <u>※台風19号災害に伴う特例措置により、支給要件の緩和、助成率の引上げ、支給限度日数の拡大を実施</u></p>		中小企業	中小企業以外	休業手当	4 / 5	2 / 3	上記以外 (教育訓練時の賃金等)	2 / 3	1 / 2	<p>産業労働部</p>
	中小企業	中小企業以外									
休業手当	4 / 5	2 / 3									
上記以外 (教育訓練時の賃金等)	2 / 3	1 / 2									

	<p>○窓口 ハローワーク</p> <p>【問い合わせ先】 長野労働局職業安定部職業安定課 TEL 026-226-0865</p>	
<u>失業給付</u>	<p>事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。</p> <p>○内容 給付金額：賃金日額の45～80% 給付期間：所定の日数</p> <p>○窓口 ハローワーク</p> <p>【問い合わせ先】 長野労働局職業安定部職業安定課 TEL 026-226-0865</p>	産業労働部
職業訓練の 受講支援	<p>被災を受けた求職者で職業訓練を希望する者に対して、ハローワークと連携し、民間活用委託訓練等の受講を支援します。</p> <p>【問い合わせ先】 産業労働部人材育成課 TEL 026-235-7199</p>	産業労働部
工科短期大学校 及び技術専門学校 授業料の減免	<p>被災した職業訓練受講者に対して授業料を減免します。</p> <p>【問い合わせ先】 産業労働部人材育成課 TEL 026-235-7199</p>	産業労働部

(3) 産業への支援

ア 商工業・サービス業

項目	取組内容	担当部局
災害復旧等に向けた補助制度	<p>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</p> <p>(1) <u>中小企業等グループ補助金</u> <u>被災した中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <u>令和元年台風 19 号により被害を受けた中小企業者、中小企業事業協同組合</u> ※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定する必要があります。 ・対象経費 <u>施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）</u> ・補助率 <u>中小企業者等：3/4（国 1/2、県 1/4）</u> <u>中堅企業等：1/2（国 1/3、県 1/6）</u> ・補助上限額 <u>15 億円</u> <p>(2) <u>小規模事業者持続化補助金</u> <u>国において、小規模事業者が商工会等の支援を受けながら経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を補助します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <u>令和元年台風 19 号により被害を受けた小規模事業者</u> ※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者 ・対象経費 <u>機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費</u> ・補助率 <u>2/3</u> ・補助上限額 <u>200 万円</u> <p>(3) <u>自治体連携型補助金</u> <u>国の自治体連携型補助金を活用し、中小企業者等が商工会等の支援を受けながら経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を補助します。（検討中）</u></p> <p>(4) <u>商店街施設の復旧</u> <u>被災した商店街の共同施設（アーケードや電灯等）の改修等の費用を補助（補助率：3/4（国 1/2、県 1/4））します。</u></p> <p>(5) <u>商店街によるにぎわい創出事業</u> <u>国において、被災した商店街によるにぎわい創出（イベント実施等）に取り組む費用を補助します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <u>令和元年台風 19 号により被害を受けた商店街組織</u> ・補助率 <u>定額（上限：100 万円）</u> ・対象費目 <u>にぎわい回復のための事業費</u> <p>【問い合わせ先】</p> <p>(1)～(3)の事業について 産業労働部産業立地・経営支援課 TEL 026-235-7195</p> <p>(4)～(5)の事業について 産業労働部 創業・サービス産業振興室 TEL 026-235-7198</p>	産業労働部

<p>事業再開に向けた 運転資金等の融資</p>	<p>■経営健全化支援資金（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 <u>令和元年台風第19号により被災し、り災証明書等を受けた方等</u> ・貸付限度額 【設備資金】6,000万円 【運転資金】8,000万円 ・貸付利率 <u>年0.8%（令和元年11月8日～令和3年度末まで）</u> ・貸付期間 【設備資金】10年以内（うち据置2年以内）、土地建物等15年以内（うち据置2年以内） 【運転資金】7年以内（うち据置2年以内） ・信用保証料 県と市町村補助により、0.44%以内 <u>災害関連保証等を利用の場合は、自己負担なし</u> <p>■経営健全化支援資金（特別経営安定対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①セーフティネット保証4号（※）に該当する方 ※次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。なお、売上高等の減少については、市町村長の認定が必要となります。 ア 災害救助法が適用された指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること ②経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 ・貸付限度額 【設備資金】6,000万円 【運転資金】8,000万円 ・貸付利率 年1.6% ・貸付期間 【設備資金】10年以内（うち据置1年以内） 【運転資金】7年以内（うち据置1年以内） ・信用保証料 県と市町村補助により、0.44%以内 セーフティネット保証利用の場合は、自己負担なし <p>【問い合わせ先】 産業労働部産業立地・経営支援課 TEL 026-235-7200</p>	<p>産業労働部</p>
<p><u>SS（サービスステーション）の機能回復に向けた支援</u></p>	<p><u>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</u></p> <p>■石油製品販売業早期復旧支援事業</p> <p><u>国において、被災したSS（サービスステーション）の機能回復に取り組む費用を補助します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <u>令和元年台風19号により被害を受けたSS（サービスステーション）</u> ・補助率 <u>3/4</u> ・対象費目 <u>被害を受けた計量機などの設備等の補修または入替工事に係る費用</u> <p>【問い合わせ先】 産業労働部 創業・サービス産業振興室 TEL 026-235-7198</p>	<p>産業労働部</p>
<p>経営相談</p>	<p>被害を受けた県内事業所を対象に、資金繰り、経営及び雇用に関する相談を実施します。</p> <p>○相談窓口 産業労働部、各地域振興局、 よろず支援拠点（長野県中小企業振興センター内）</p>	<p>産業労働部</p>

	【問い合わせ先】 産業労働部産業立地・経営支援課 TEL 026-235-7200 労働雇用課 TEL 026-235-7201 長野県中小企業振興センター よろず支援拠点 TEL 026-227-5875(平日)、070-4091-9793(土日祝)	
工業技術総合センターにおける技術相談	被災により生産活動等に支障がある場合の製品や製造設備等に関する技術相談を実施します。 ○対象者 被災地域に事業所を有する中小企業 【問い合わせ先】 工業技術総合センター技術連携部門 TEL 026-268-0602	産業労働部
許可申請・届出等の手数料の減免<再掲>	1 (2)エ(オ)に記載のとおり 【問い合わせ先】 健康福祉部食品・生活衛生課 TEL 026-235-7155	健康福祉部
雇用調整助成金<再掲>	1 (2)ケに記載のとおり 【問い合わせ先】 長野労働局職業安定部職業安定課 TEL 026-226-0865	産業労働部
県産品の売込み支援	災害により売上げに影響がある県産品について、大都市圏の一般消費者・業界向けに正しい情報発信と消費喚起を行うとともに、銀座NAGANO・ネット販売での販売支援のほか、大都市圏での連携協定締結企業等の協力を得て、マルシェ・物産フェアでの売込みを支援します。 ・「無印良品 銀座」青果売場で、台風被害リンゴを販売 (令和元年11月10日(日)から1か月程度) ・Nagano Fair in 赤坂アークヒルズで、台風被害リンゴを販売(令和元年11月22日(土)～23日(日)) 【問い合わせ先】 営業局販売流通促進担当 TEL 026-235-7248	営業局

イ 観光

項目	取組内容	担当部局
需要喚起に向けた、旅行・宿泊料金の割引、集中的なプロモーションの展開、風評被害防止のための情報発信	<u>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</u> <u>災害に起因するキャンセルが発生している地域における旅行・宿泊料金の割引等を実施します。</u> 県民・観光事業者などが一丸となって元気な長野県を県内外にアピールするキャンペーンを展開し、観光需要を喚起します。	観光部 営業局
	【問い合わせ先】 観光部観光誘客課 TEL 026-235-7254 営業局メディア・ブランド発信担当 TEL 026-235-7249	

<p>信州まつもと空港発着路線を利用した応援ツアーの造成</p>	<p>航空会社の協力により、信州まつもと空港発着路線（福岡線、札幌線、神戸線）を利用した応援ツアーの造成を旅行会社に促し、県外からの誘客に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 信州まつもと空港発着路線を利用した応援ツアー（往復航空券と宿泊がセットになったツアー）の販売を予定しています。 <p>発売開始 11月14日（木） ツアー設定期間 11月17日（日）～11月30日（土） 旅行日数 1泊2日～3泊4日 12月以降については検討中</p>	<p>企画振興部</p>
<p>【問い合わせ先】 企画振興部松本空港利活用・国際化推進室 TEL 026-235-7019</p>		

ウ 農業

(7) 営農の再開・継続に向けた支援

項目	取組内容	担当部局																						
<p>農業経営継続のための相談窓口の設置</p>	<p>農作物被害等への技術的な対応、制度資金の活用等融資制度、今後の農業経営などの相談に応じるため、各農業改良普及センター及び県庁農業技術課に相談窓口を設置しました。</p> <p>○相談時間 平日の8時30分から17時15分まで（令和元年10月18日（金）から当面の間）</p> <p>【問い合わせ先】</p> <table border="0"> <tr><td>佐久農業改良普及センター</td><td>TEL 0267-63-3146</td></tr> <tr><td>上田農業改良普及センター</td><td>TEL 0268-25-7157</td></tr> <tr><td>諏訪農業改良普及センター</td><td>TEL 0266-57-2932</td></tr> <tr><td>上伊那農業改良普及センター</td><td>TEL 0265-76-6842</td></tr> <tr><td>南信州農業改良普及センター</td><td>TEL 0265-53-0436</td></tr> <tr><td>木曾農業改良普及センター</td><td>TEL 0264-25-2230</td></tr> <tr><td>松本農業改良普及センター</td><td>TEL 0263-40-1947</td></tr> <tr><td>北アルプス農業改良普及センター</td><td>TEL 0261-23-6543</td></tr> <tr><td>長野農業改良普及センター</td><td>TEL 026-234-9534</td></tr> <tr><td>北信農業改良普及センター</td><td>TEL 0269-23-0221</td></tr> <tr><td>農政部農業技術課</td><td>TEL 026-235-7223</td></tr> </table>	佐久農業改良普及センター	TEL 0267-63-3146	上田農業改良普及センター	TEL 0268-25-7157	諏訪農業改良普及センター	TEL 0266-57-2932	上伊那農業改良普及センター	TEL 0265-76-6842	南信州農業改良普及センター	TEL 0265-53-0436	木曾農業改良普及センター	TEL 0264-25-2230	松本農業改良普及センター	TEL 0263-40-1947	北アルプス農業改良普及センター	TEL 0261-23-6543	長野農業改良普及センター	TEL 026-234-9534	北信農業改良普及センター	TEL 0269-23-0221	農政部農業技術課	TEL 026-235-7223	<p>農政部</p>
佐久農業改良普及センター	TEL 0267-63-3146																							
上田農業改良普及センター	TEL 0268-25-7157																							
諏訪農業改良普及センター	TEL 0266-57-2932																							
上伊那農業改良普及センター	TEL 0265-76-6842																							
南信州農業改良普及センター	TEL 0265-53-0436																							
木曾農業改良普及センター	TEL 0264-25-2230																							
松本農業改良普及センター	TEL 0263-40-1947																							
北アルプス農業改良普及センター	TEL 0261-23-6543																							
長野農業改良普及センター	TEL 026-234-9534																							
北信農業改良普及センター	TEL 0269-23-0221																							
農政部農業技術課	TEL 026-235-7223																							
<p>農業用ハウス等の撤去・再建・修繕、補強、農業機械の取得・修繕</p>	<p>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</p> <p>被災した農業用ハウスなどの農業用施設の撤去、再建・修繕、補強や農業機械の取得・修繕にかかる経費に対して補助します。</p> <p>【事業名】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （被災農業者支援型） 補助率： ・園芸施設共済対象施設 <u>国 5/10（共済未加入者は3/10）（県、市町村の上乗せ補助を検討中）</u> ・園芸施設共済対象外施設、農業機械 <u>国 5/10（県、市町村の上乗せ補助を検討中）</u> ※台風19号災害に伴う特別措置により、補助率を引き上げ</p> <p>【問い合わせ先】 農政部農村振興課 TEL 026-235-7245</p>	<p>農政部</p>																						

<p>農業用共同利用施設の復旧</p>	<p><u>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</u></p> <p>被災した農業用共同利用施設（ライスセンター、果樹選果場等）の復旧に係る経費に対して補助します。</p> <p>〔事業名〕</p> <p>①農林水産業共同利用施設災害復旧事業 補助率（経費が40万円を超える場合）： 激甚災害（告示地域）9/10（国） 激甚災害（その他地域）5/10（国） ※台風19号災害に伴う特別措置により、補助率を引き上げ</p> <p>②強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金 （被災産地施設支援対策） 補助率：国 1/2</p> <p>③<u>中小企業等グループ補助金</u> 補助率：中小企業者等 3/4（国 1/2、県 1/4） 中堅企業等 1/2（国 1/3、県 1/6） 補助上限額：15億円</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>①の事業） 農政部農業政策課 TEL 026-235-7215</p> <p>②の事業） 農政部園芸畜産課 TEL 026-235-7227</p> <p>③の事業） 産業労働部産業立地・経営支援課 TEL 026-235-7195</p>	<p>農政部 産業労働部</p>
<p>果樹園地の早期復旧に向けた特別対策</p>	<p><u>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</u></p> <p><u>国において、被害を受けた果樹園地の早期復旧に向け、改植や地域ぐるみでの薬剤散布等の取組を支援します。</u></p> <p>〔事業名〕</p> <p><u>持続的生産強化対策事業（果樹産地再生支援対策）</u> 補助率： ・改植に係る経費：樹形により定額17万～53万円/10a（国） ・幼木の管理経費：定額22万円/10a（国） ・大規模な改植の場合 ①大苗育苗：定額20万円/10a（国） ②代替農地での営農：定額52万円/10a（国） ③省力技術の研修：定額3万円/10a（国） ・改植を要しない場合 ①樹体洗浄と樹勢回復等：定額7.4万円/10a（国。被害果実の処理の支援も含む。詳細は国に照会中） ②地域ぐるみでの病害まん延防止：定額3万円/10a（国）</p> <p>【問い合わせ先】 農政部園芸畜産課 TEL 026-235-7227</p>	<p>農政部</p>

<p>被災した稲作農家への特別対策</p>	<p><u>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</u> <u>(1) 保管していた倉庫等が浸水し、米を出荷できなかった農家が営農を再開するために行う取組（土づくり、土壌診断、種苗等資材の準備、ゴミ・瓦礫の除去等）に要する経費を支援します。</u> 〔事業名〕 <u>被災農家営農再開緊急対策事業</u> <u>事業実施主体：市町村（国庫補助 1/2）</u> <u>単価：70,000 円/10a</u> <u>要件：今後、収入保険や任意共済特約等に参加すること</u> <u>(2) 大規模な浸水被害を受けた地域において、稲作農業の継続に向けて行う取組（土づくり、土壌診断、作業委託及び機械レンタル等）に要する経費を支援します。</u> 〔事業名〕 <u>持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）</u> <u>事業実施主体：市町村、農業協同組合等</u> <u>単価：①土づくり 10,000 円/10a（定額）</u> <u>②作業委託、機械レンタル等 補助率 1/2</u> <u>要件：今後、収入保険や任意共済特約等に参加すること</u> <u>(3) ほ場等からの稲わら等の撤去に係る経費に対して補助します。</u> 〔事業名〕 <u>持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）</u> <u>補助率：国 定額（5,000 円/㎡）</u></p> <p>【問い合わせ先】 農政部農業技術課 TEL 026-235-7221</p>	<p>農政部</p>
<p>代作用種苗、病害虫防除用農薬等の購入に係る経費支援</p>	<p><u>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</u> <u>被災した農作物等の代作用種苗、病害虫防除用農薬、農業用施設復旧資材等の購入に係る経費について支援します。</u> 〔事業名〕 <u>①農作物等災害緊急対策事業</u> <u>補助率：市町村により異なります。（1/2 を県が支援）</u> <u>②持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）</u> <u>補助率：1/2（国）</u></p> <p>【問い合わせ先】 (①の事業) 農政部農業政策課 TEL 026-235-7213 (②の事業) 農政部園芸畜産課 TEL 026-235-7227</p>	<p>農政部</p>
<p>農業経営再開に向けた施設の整備、農機具等の購入に係る融資</p>	<p><u>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</u> <u>国等において、農業経営のための施設・設備の導入にあたって利用できる低利の資金等の活用を支援します。</u> <u>また、被災によって既往貸付金の償還が困難となった方に対して、状況に応じて資金の償還猶予を行います。（り災証明等による証明が必要です。）</u> ■農業近代化資金（災害関連資金） ・貸付対象者 <u>認定農業者、主業農業者等</u> ・貸付限度額 <u>個人 1,800 万円、法人 2 億円</u> ・融資率 <u>認定農業者等 100%、その他 80%</u> ・貸付利率 <u>0.06%（貸付当初 5 年間無利子）</u> ・保障料率 <u>貸付当初 5 年間免除（国 10/10）</u> ・償還期限 <u>15 年以内（うち据置期間 7 年以内）</u></p>	<p>農政部</p>

	<p>(日本政策金融公庫)</p> <p>■農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 認定農業者、主業農業者等 ・貸付限度額 1,200万円または年間経営費の12/12 ・貸付利率 0.06%(貸付当初5年間無利子) ・償還期限 10年以内(うち据置期間3年以内) <p>※台風19号災害に伴う特別措置により、補助率を引き上げ</p> <p>■農林漁業施設資金(災害関連資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 農業者 ・貸付限度額 負担額の100%または1施設あたり1,200万円 ・貸付利率 0.06%(貸付当初5年間無利子) ・償還期限 15年以内(うち据置期間3年以内) <p>※上記資金以外に、無利子の災害資金について金融機関等と検討中。</p> <p>※詳細については、下記問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>【問い合わせ先】 農政部農村振興課 TEL 026-235-7242 各農業改良普及センター</p>	
農産物の積極的な消費PR	<p>本県農産物の風評被害を防ぐため、消費者等に正確な情報を発信するとともに、JAグループと連携し、がんばろう信州キャンペーン(仮称)を展開し、イベント等において積極的な消費PRを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野駅コンコースにフラッグを掲出し、リンゴ等の県産果実の消費喚起をPR(令和元年11月15日(金)~24日(水)) <p>【問い合わせ先】 営業局販売流通促進担当 TEL 026-235-7248 農政部農産物マーケティング室 TEL 026-235-7217</p>	営業局 農政部

(イ) 農地・農業用施設の早期復旧を支援

項目	取組内容	担当部局
農地等の被害状況調査の支援	<p>農地、水路、取水施設、排水機場、農道等の被害状況調査を支援します。</p> <p>【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241</p>	農政部
災害査定等の技術的支援	<p>災害査定、設計・積算、河川法等の協議、復旧工法の検討等において技術的支援を行います。</p> <p>【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241</p>	農政部
国の制度を活用した復旧支援	<p>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</p> <p>農地・農業用施設の復旧を支援します。</p> <p>〔事業名〕</p> <p>①農地・農業用施設災害復旧事業 補助率：(農地に堆積した土砂の排土や崩落等の復旧) 94~96%(国) (農業用施設の復旧) 96~98%(国) ※台風19号災害に伴う特別措置により、補助率を引き上げ</p> <p>②多面的機能支払交付金 補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4</p> <p>③農業用水路等長寿命化・防災減災事業 補助率：国50%、県14% ※中山間地域の場合、国55%</p> <p>④農地等耕作条件改善事業 補助率：国定額 または50(55)%、県14%</p>	農政部

	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241	
--	--	--

エ 林業

(7) 林業経営の継続に向けた支援

項目	取組内容	担当部局
林業・木材産業施設の復旧支援	<p>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</p> <p>林業・木材産業関係施設の復旧などに係る経費に対して補助します。</p> <p>①林業・木材産業成長産業化促進対策交付金</p> <p>○補助内容 被害を受けた特用林産施設、木材加工流通施設、被害を受けた地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備及び被害を受けた施設の撤去等の費用を支援</p> <p>○補助率 1 / 2 以内</p> <p>②中小企業等グループ補助金</p> <p>○補助率：中小企業者等 3/4 (国 1/2、県 1/4) 中堅企業等 1/2 (国 1/3、県 1/6)</p> <p>○補助上限額：15億円</p>	林務部 産業労働部
	<p>【問い合わせ先】</p> <p>林務部信州の木活用課 TEL 026-235-7274 ※木材産業に係る問い合わせは、県産材利用推進室 TEL 026-235-7266</p> <p>②の事業 産業労働部産業立地・経営支援課 TEL 026-235-7195</p>	
施設の復旧や運転資金の融資	<p>国の対策パッケージを活用して支援を進めます。</p> <p>国等において、林業・木材産業経営のための施設・設備の復旧や運転資金に利用できる融資の活用を支援します。</p> <p>(主な融資制度)</p> <p>■林業・木材産業改善資金 ・貸付限度額：【林業】個人1,500万円、法人3,000万円 等 【木材産業】1億円 ・貸付利率：無利子</p> <p>(日本政策金融公庫)</p> <p>■農林漁業セーフティネット資金 ・貸付限度額：1,200万円又は年間経営費の12分の12 ・貸付金利：0.06% (貸付当初10年間実質無利子化措置あり)</p> <p>■農林漁業施設資金 (災害復旧施設) ・貸付限度額：負担額の100%又は1施設1,200万円 ・貸付金利：0.06% (貸付当初10年間実質無利子化措置あり)</p>	林務部

	【問い合わせ先】 林務部信州の木活用課 TEL 026-235-7274 各地域振興局 林務課	
--	--	--

(イ) 林道を早期に復旧

項目	取組内容	担当部局
林道施設の復旧支援	公共林道施設の復旧に対して補助します。 ○対象者 市町村、森林組合等 ○補助内容 公共林道施設の災害復旧費用（40万円以上）への支援 ○補助率 奥地：65／100、その他：50／100 激甚災害の指定による引き上げあり	林務部
	【問い合わせ先】 林務部信州の木活用課林道係 TEL 026-235-7268 各地域振興局 林務課	

2 地域の復旧・再生に向けた取組

上下水道などのライフラインや、道路・河川、鉄道、農業用施設などのインフラなど、生活の再建や事業の継続・再開のために不可欠な施設の早期復旧に向け、関係機関と連携して取り組みます。

(1) ライフラインの復旧

ア 水道

項目	取組内容	担当部局
水道施設の本復旧に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 長野県水道協議会（県企業局含む）と連携して、断水の発生した立科町に3台、佐久穂町に1台、川上村に2台の給水車を派遣しました（10月12日～16日）。 水道施設の本復旧の早期実現に向け、技術面や国の補助金の活用について引き続き助言します。 	環境部 企業局
	【問い合わせ先】 環境部水大気環境課 TEL 026-235-7168	

イ 生活排水処理施設

項目	取組内容	担当部局
千曲川流域下水道下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）の早期復旧	浸水した千曲川流域下水道下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）について、国や関係市町村、日本下水道事業団と協力して、処理機能の早期回復に努め、被害を受けた設備の本格復旧を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> 塩素消毒による応急処理を実施しました。 仮設ポンプの稼働により沈殿過程を経ることで、下水処理能力の向上を図りました。（10月24日開始） 応急対策と本格復旧に向けた設計に着手します。 <p style="text-align: right;">【11月11日付け専決予算 904,224千円】</p> また、対象地域の皆様に下水道への排水量の削減につながるための節水と、環境負荷の小さい下水利用の協力を呼びかけます。	環境部
	【問い合わせ先】 環境部生活排水課 TEL 026-235-7320	
市町村の処理施設への復旧支援	被害を受けた市町村の処理施設について、日本下水道事業団等と連携し技術的な援助を行うなど早期復旧を支援します。	環境部
	【問い合わせ先】 環境部生活排水課 TEL 026-235-7320	

(2) インフラの復旧

ア 道路

項目	取組内容	担当部局
県管理道路の応急措置及び早期復旧に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 県建設業協会による約800人体制での支援など、関係団体と連携しながら、冠水による道路上に溜まった土砂の撤去等を実施し交通確保を行いました。 被災直後から緊急調査・点検を実施し、道路が寸断して孤立集落が発生しているなど、緊急的に交通確保が必要な箇所について、応急工事を実施しています。 復旧工事のための必要な調査・設計を行うとともに、一部先行着手し、速やかに工事を推進します。 円滑かつ迅速な復旧が必要な国道361号 権兵衛2号橋について、 	建設部

	<p>11月1日から権限代行により国が災害復旧工事を行っています。</p> <p>○ 箇所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道361号 権兵衛2号橋 ・国道141号ほか県管理道路 <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 2,472,418千円】</p>	
	<p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部道路管理課 TEL 026-235-7301 建設部道路建設課 TEL 026-235-7304</p>	
市町村管理道路の応急措置及び早期復旧に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村管理の被災した橋梁について、専門家（TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊（国土交通省））、国土技術政策総合研究所）への派遣要請を行い、現地調査の実施と復旧計画立案に向けた支援を実施しました。 ・しなの鉄道に近接し、技術的に難しく迅速な対応が必要な東御市道 海野宿橋について、11月1日から権限代行により国が工事を行っています。 	建設部
	<p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部道路管理課 TEL 026-235-7301 建設部道路建設課 TEL 026-235-7304</p>	

イ 河川

項目	取組内容	担当部局
河川の災害復旧工事の実施	<p>(初期対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応として、氾濫、越水箇所の排水や、護岸の応急工事を行いました。 ・今後の降雨に備え、浸水の恐れがある地域に排水ポンプ車を配備しているほか、河川内の堆積土砂の除去を行っています。 ・県及び市町村の被災箇所について、専門家派遣要請、現地調査の実施、復旧計画立案支援等を行います。 ・被災した直轄河川の早期復旧と抜本的な対策を国に求めていきます。（緊急復旧工事により、長野市穂保地区の仮堤防が10月17日、鋼矢板仮締切堤防が10月30日に完成しました。） <p>(本復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した県管理河川の早期復旧を図ります。 ・大規模な被災箇所は、権限代行により国が工事を行います。 ・次期出水等により被災箇所の背後地に甚大な被害を与える恐れが大きい等、緊急に施工が必要な箇所は、国の災害査定を待たずに着手しています。 ・市町村等における被災施設の速やかな復旧のため、河川法許可手続き等について、弾力的な運用により迅速かつ柔軟に対応します。 <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 4,744,555千円】</p>	建設部
	<p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部河川課 TEL 026-235-7311</p>	

ウ 土砂災害対策

項目	取組内容	担当部局
土石流対策の早期実施	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流等により、災害が発生した箇所のうち、人家等に影響がある箇所の応急工事を先行して行っています。 ・また、再度災害を防止するための対策工事を早期に実施します。 <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 761,187千円】</p>	建設部
	<p>【問い合わせ先】 建設部砂防課 TEL 026-235-7317</p>	
急傾斜地崩壊危険区域の がけ崩れ対策の早期 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れが発生した箇所のうち、人家等に影響がある箇所の応急工事を先行して行っています。 ・また、再度災害を防止するための対策工事を早期に実施します。 <p style="text-align: right;">【10月31日付け専決予算 30,000千円】</p>	建設部
	<p>【問い合わせ先】 建設部砂防課 TEL 026-235-7317</p>	
地すべり対策の 早期実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりが発生した箇所のうち、人家等に影響がある箇所の応急工事を行っています。 ・また、人命・財産を守るために必要な箇所の地すべり防止工事等を早期に実施します。 	農政部 建設部
	<p>【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241 建設部砂防課 TEL 026-235-7317</p>	

エ 市町村の公共土木施設

項目	取組内容	担当部局
市町村の公共土木施設 災害復旧工事への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業等により、被災市町村の土木施設の早期復旧を支援します。 ・市町村に対し、復旧方法等に関する技術的助言などを行っていません。 	建設部
	<p>【問い合わせ先】 建設部道路管理課 TEL 026-235-7301 建設部河川課 TEL 026-235-7311 建設部都市・まちづくり課 TEL 026-235-7296</p>	

オ 鉄道

項目	取組内容	担当部局
応急対応・復旧等への支援	<p>しなの鉄道の不通区間について、JRの協力のもと新幹線とバスを活用した代替輸送を支援しています。</p> <p>被害を受けた地域鉄道の復旧や応急対応について、事業者とともに国に制度面・財政面の支援を要請した結果、国において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者の行う災害復旧事業を支援 ・代行バスの運行経費に対する支援制度の創設 <p>を行う旨、対策パッケージに盛り込まれました。</p> <p>県及び関係自治体による支援のあり方を検討します。</p> <p>北陸新幹線や在来線のダイヤも含めた早期完全復旧と再度災害防止について、国、JRに要請しています。</p> <p>【運転再開】 10月25日 北陸新幹線（東京～金沢間） 11月1日 県内JR全線 11月15日 しなの鉄道全線（予定）</p> <p>【問い合わせ先】 企画振興部交通政策課 TEL 026-235-7027</p>	企画振興部

カ 農道・農業用水路

項目	取組内容	担当部局
農地等の被害状況調査の支援 <再掲>	<p>1 (3)ウ(イ)に記載のとおり</p> <p>【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241</p>	農政部
災害査定等の技術的支援 <再掲>	<p>1 (3)ウ(イ)に記載のとおり</p> <p>【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241</p>	農政部
国の制度を活用した復旧支援 <再掲>	<p>1 (3)ウ(イ)に記載のとおり</p> <p>【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241</p>	農政部

キ 林道

項目	取組内容	担当部局
林道施設の復旧支援 <再掲>	<p>1 (3)エ(イ)に記載のとおり</p> <p>【問い合わせ先】 林務部信州の木活用課林道係 TEL 026-235-7268 各地域振興局 林務課</p>	林務部

ク 治山

項目	取組内容	担当部局
治山対策の早期実施	山腹崩壊や荒廃溪流箇所に対し再度災害を防止するため対策工事を実施します。	林務部
	【問い合わせ先】 林務部森林づくり推進課 TEL 026-235-7271	

ケ 交通安全施設

項目	取組内容	担当部局
交通安全施設の早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた交通信号機の仮復旧を実施しました。今後、本格的な復旧事業を実施します。 損壊した交通規制標識の早期復旧に向け状況を調査しています。 	警察本部
	【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-233-0110	

(3) 公共施設等の復旧

ア 県有施設

項目	取組内容	担当部局
県立総合リハビリテーションセンターの復旧	浸水被害を受けた設備・機器等の復旧に取り組み、早期の診療・利用再開を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> 他病院や自宅へ避難した入院患者・入所者に対し、医師や看護師等により、ニーズに沿った対応を実施しています。 身体障害者手帳の発行や補装具判定等を行う更生相談室の業務を再開しました。(令和元年10月16日から) 義肢装具所の業務を一部再開しました。(令和元年11月6日から) 再来患者のみ外来診療を再開しました。(令和元年11月11日から) 	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部障がい者支援課 TEL 026-235-7103	
県障がい者福祉センターの復旧	浸水被害を受けた施設・設備等の復旧に取り組み、早期の利用再開を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> 事務所機能は2階で業務を再開しています。 北信地域の出張スポーツ教室「サンスポートながの」などを早期に再開します。 	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部障がい者支援課 TEL 026-235-7103	
県営住宅の早期復旧	被災した県営住宅の入居者が、安心して暮らせるよう早期に復旧を行います。 (10月16日以降応急対策、11月1日以降改修工事着手)	建設部
	【問い合わせ先】 建設部公営住宅室 TEL 026-235-7340	
県立学校の早期復旧	被害状況を把握し、学校施設の応急的な修繕を行うとともに、復旧事業を実施します。 ○対象施設 県立高等学校、県立特別支援学校	教育委員会

	<p>○被害状況 屋根破損、雨漏り等</p> <p>○その他 10月21日 全ての学校で授業再開</p> <p>【問い合わせ先】 教育委員会事務局高校教育課 TEL 026-235-7428 教育委員会事務局特別支援教育課 TEL 026-235-7432</p>	
警察施設	<p>被害を受けた警察署、交番等の復旧を行います。</p> <p>【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-233-0110</p>	警察本部
県有施設の浸水対策	<p>ハザードマップ上の浸水想定区域に立地する県有施設の浸水対策に取り組みます。</p> <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184 総務部財産活用課 TEL 026-235-7083 建設部施設課 TEL 026-235-7342</p>	危機管理部 総務部 建設部

イ 医療施設

項目	取組内容	担当部局
医療施設の復旧支援	<p>被災した医療機関の復旧事業に係る国の補助について助言します。 ・補助対象施設の被害状況について取りまとめ、国に報告しました。</p> <p>○対象 公的医療機関、政策医療実施機関</p> <p>【問い合わせ先】 健康福祉部医療推進課 TEL 026-235-7131</p>	健康福祉部

ウ 高齢者福祉施設

項目	取組内容	担当部局
高齢者福祉施設の復旧支援	<p>復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、国と市町村(長野市除く)・事業者との調整を行い、早急に復旧できるよう支援します。</p> <p>○対象施設 高齢者福祉施設</p> <p>○その他 ・市町村に対し被災施設あて補助要望額を調査しているほか、施設への訪問、復旧の相談等を実施しました。 ・被災設備・備品も補助対象とするよう国へ要望しています。</p> <p>【問い合わせ先】 健康福祉部介護支援課 TEL 026-235-7113</p>	健康福祉部

エ 障がい者福祉施設

項目	取組内容	担当部局
障がい者福祉施設の 復旧支援	復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、国と事業者との調整を行い、早期に復旧できるよう支援します。 ・被災施設への訪問、復旧の相談等を実施しました。 ・被災設備・備品も補助対象とするよう国へ要望しています。	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部障がい者支援課 TEL 026-235-7149	

オ 児童福祉施設

項目	取組内容	担当部局
児童福祉施設の 復旧支援	復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、国と市町村・事業者との調整を行い、早期に復旧できるよう支援します。 ・補助対象施設の被害状況について取りまとめ、国に報告しました。 ・代替施設への訪問、復旧の相談等を実施しました。 ・原状回復を伴わない仮設園舎の建設及び被災備品も補助対象とするよう国へ要望しています。	県民文化部
	○対象施設 保育所、放課後児童クラブ等 【問い合わせ先】 県民文化部こども・家庭課 TEL 026-235-7095	

カ 教育・社会教育施設（学校、社会教育施設、文化財等）

項目	取組内容	担当部局
私立学校の復旧支援	私立学校の被害状況を把握し、施設災害復旧事業制度に基づき早期復旧ができるよう、国との連絡調整など、学校による災害復旧業務の支援を行います。	県民文化部
	○対象施設 被害のあった私立学校 ○被害状況 校舎浸水、屋根の破損等 【問い合わせ先】 県民文化部私学振興課 TEL 026-235-7058	
公立小・中学校の 復旧支援	被害状況を把握し、復旧事業に係る国の補助について、市町村に助言を行います。	教育委員会
	○対象施設 市町村（学校組合）立小中、義務教育学校 ○被害状況 校舎浸水、雨漏り等 ○その他 ・文部科学省防災担当職員による復旧事業制度説明及び国庫補助に係る事前協議を長野市において開催（10月29日） ・11月6日 全ての公立小・中学校で授業再開（一部近隣の学校を使用） 【問い合わせ先】 教育委員会事務局義務教育課 TEL 026-235-7424	

社会教育施設の 復旧支援	<p>市町村が実施する復旧工事について、災害復旧事業制度に基づき早期復旧ができるよう、国との連絡調整など災害復旧業務の支援を行います。</p> <p>○対象施設 公民館、図書館等</p> <p>○被害状況 建物被害、機器損壊等</p>	教育委員会
被災した文化財の 修理支援	<p>国・県指定等文化財について、被害状況を把握し、修理方法等の助言を行うとともに、修理費用の一部を補助します。</p> <p>○対象施設 国・県指定等文化財</p> <p>○被害状況 建造物の漆喰壁剥落、浸水被害等</p>	教育委員会
社会体育施設の 復旧支援	<p>被害状況を把握し、修理費用に係る国の補助金について助言します。</p> <p>○対象施設 体育館、プール等</p> <p>○被害状況 土砂流入、屋根の破損等</p>	教育委員会
	<p>【問い合わせ先】 教育委員会事務局文化財・生涯学習課 TEL 026-235-7446</p>	

3 市町村への支援

被災市町村では、災害発生直後から平時とは異なる膨大な取組を行わなければなりません。災害時の円滑な業務遂行のため、国や県内外の自治体、関係機関からの応援の受入れや被災証明書の発行業務など、多岐にわたる業務を総合的に支援します。

(1) 長野県災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、市町村の取組を総合的かつ円滑に支援

項目	取組内容	担当部局
被災者生活再建支援チーム <再掲>	1 (1) アに記載のとおり 【問い合わせ先】 災害対策本部被災者生活再建支援チーム TEL 026-269-0754	危機管理部

(2) 人的支援

項目	取組内容	担当部局
被災市町村の体制強化 (短期)	被災市区町村応援職員確保システム（総務省）の活用や他県等からの派遣受入れ等により、被災市町村の体制強化を支援します。 【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408	危機管理部
被災市町村の体制強化 (中長期)	他県等からの中長期の職員派遣（自治法）により、被災市町村の体制強化を支援します。 【問い合わせ先】 企画振興部市町村課 TEL 026-235-7062	企画振興部

(3) 財政的支援

項目	取組内容	担当部局
市町村財政に関する助言、 情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税の配分や災害復旧事業等に係る予算の確保など特段の財政措置について、国に要請しています。 ・普通交付税の繰上げ交付（11月分を10月に交付）を行いました。 ・被災市町村の実施事業への地方債の活用及び被災された方々に対する税制上の支援措置について助言します。 【問い合わせ先】 企画振興部市町村課財政係 TEL 026-235-7066 税制係 TEL 026-235-7068	企画振興部

4 国の特例措置の活用等

「非常災害」「激甚災害」指定による国の代行事業や補助率の嵩上げなどの特例措置を積極的に活用します。

県及び市町村の財政負担の軽減をはじめ必要な措置について国に強く要請した結果、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」(11/7発表)に多くの取組が盛り込まれました。

引き続き、必要な措置について国に要請します。

- 1日も早い住民生活の再建に向け、できる限り手厚い支援措置が受けられるよう、復興と被災者支援に必要な人材派遣や財政措置、制度改正、災害廃棄物の処理への支援等について国に要請しています。

5 今後の復興に向けた考え方

被災された方々が1日でも早く日常生活を取り戻すことができるよう、また、明日への希望を持って安心して地域に暮らし続けられるよう、国・市町村をはじめとする関係機関と連携・協力して、最善・最速での復旧・復興に全力で努めます。

- 復興にあたっては、市町村をはじめ関係者のご意見を踏まえ、防災施設の機能向上を図るなど、「より良い復興(Build Back Better)」※の観点を持って取り組みます。
- 再度の災害発生を防ぐとともに、河川整備の促進と抜本的な治水対策を進めるため、千曲川、犀川及び天竜川について国による一元管理を要請します。
- 農林業や商工業、観光業など産業の振興を図り、地域経済の活力を取り戻すための支援を積極的に行います。
- 確かな暮らしの基盤となる地域コミュニティの維持・再生と地域防災力の向上に取り組む市町村を支援します。

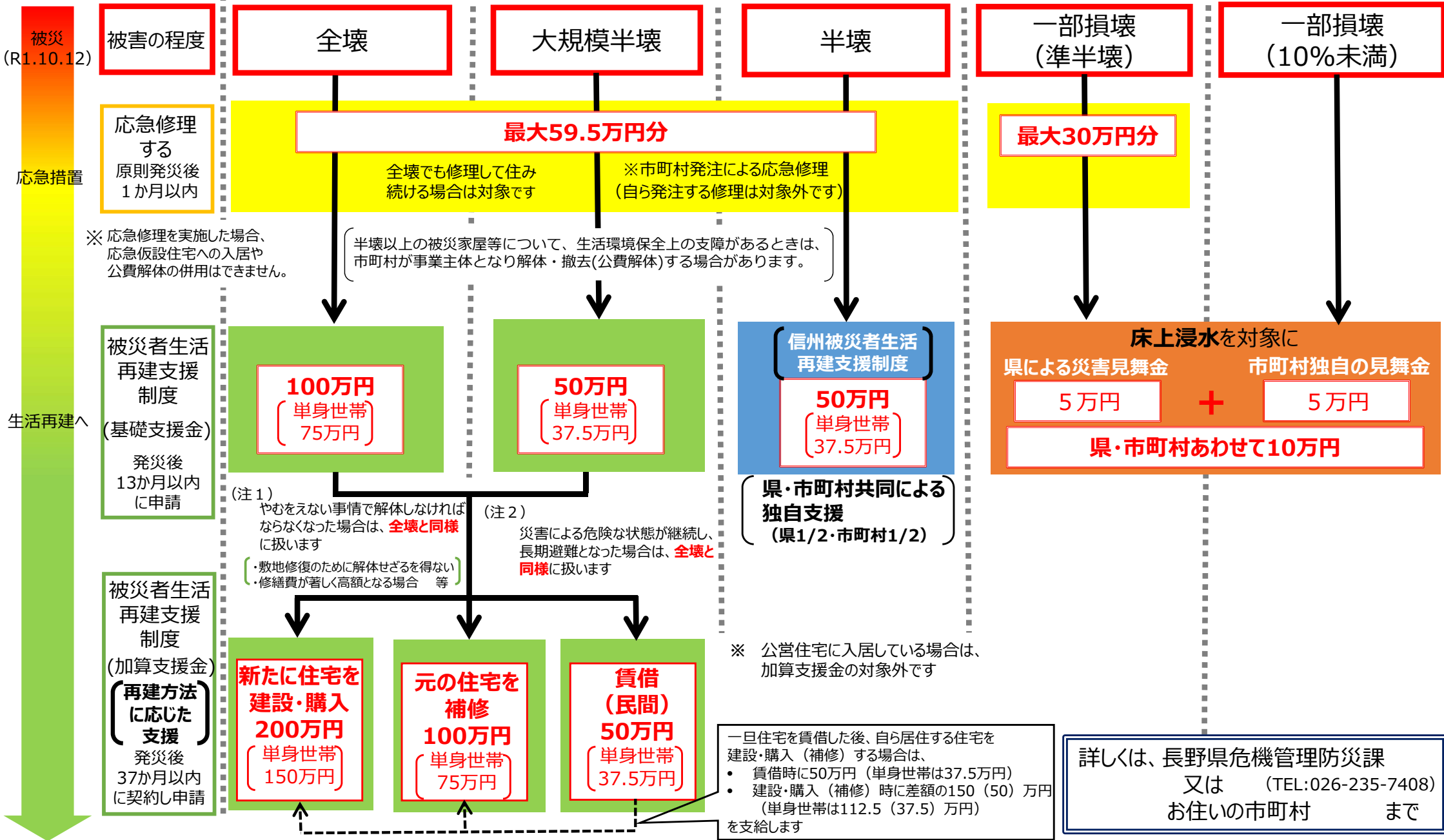
※「より良い復興(ビルド・バック・ベター)」とは、災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行うという考え方である。

(平成27年版「防災白書」より)

令和元年11月12日現在

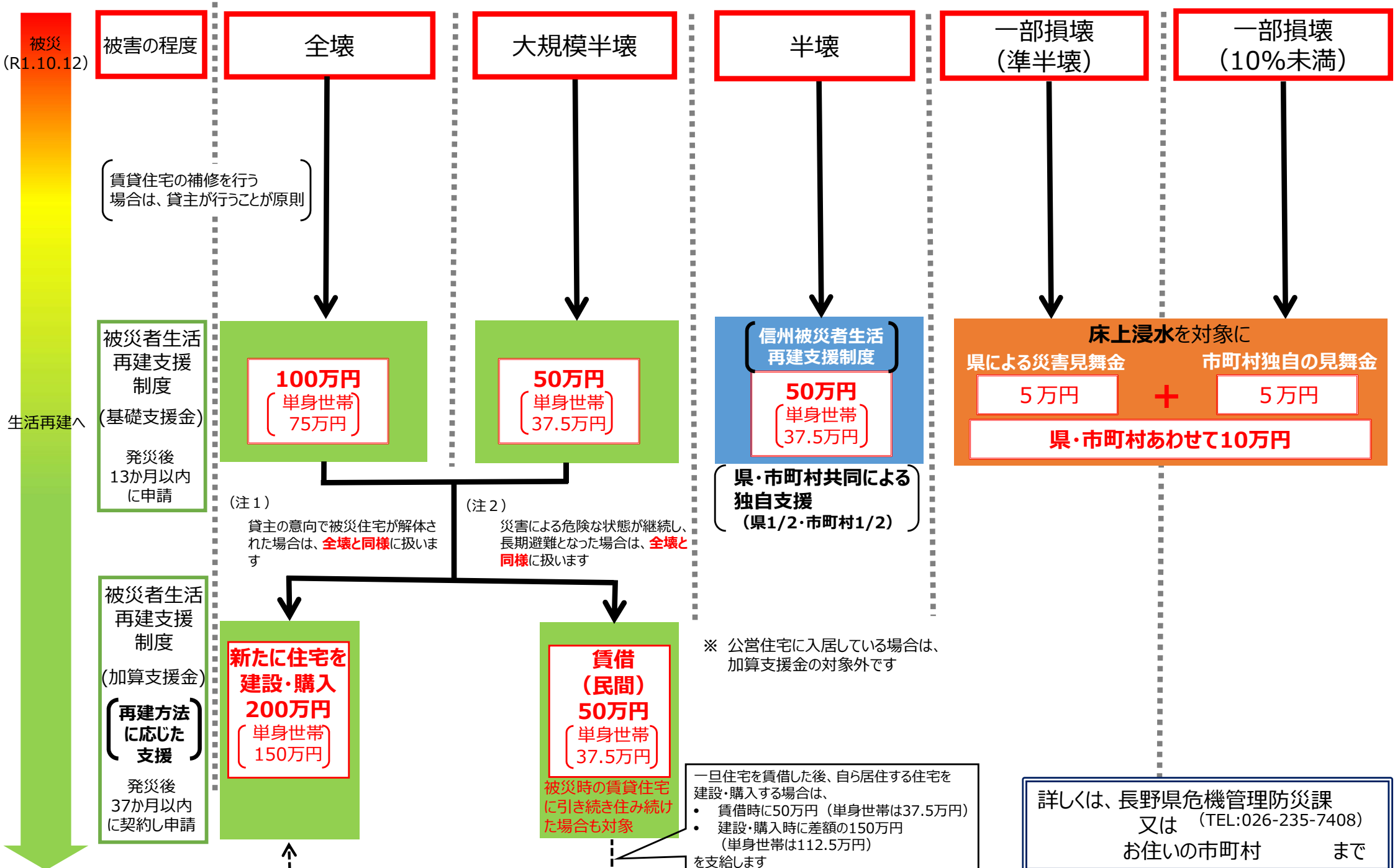
被災時の
住まい

自己所有の戸建て・マンション



被災時の
住まい

賃貸住宅（貸家・アパート等）



生活再建へ

県税の減免制度について

1 自動車税(種別割) (「軽自動車税(種別割)」は市町村にお問い合わせください。) (ケース1) (ケース2)

どんなとき	自動車が使用できなくなったとき	自動車の修繕が必要なとき (「修繕費」が「災害直前の自動車の価額」の15%以上の場合に限ります。)
減免等の内容	使用できなくなった日の翌月以降の自動車税(種別割)を月割で減額	自動車税(種別割)について減免額は 令和2年度 修繕費 = の自動車税 × 災害直前の (種別割) 自動車の価額 注: 減免額は、税額の50%が上限。
提出する書類	・ 自動車現況申立書 ・ 被災事実を証明できる書類	・ 被災事実を証明できる書類 ・ 自動車修理業者の修繕費の見積書 ・ 修繕費に補填される保険金等の書類 ・ 災害直前の自動車の価額に関する書類
持参するもの	印鑑(認め印可)	
申請期限	速やかに申請してください。	「災害のやんだ日」から30日以内
その他	この申請をしなくても、自動車を抹消したときは、抹消した日の翌月以降の自動車税(種別割)は自動的に月割で減額されます。	・ 「災害直前の自動車の価額」は帳簿価格又はこれに準じ県が定める額です。 ・ 修繕費に補填される保険金等がある場合は、修繕費から保険金等を控除します。

2 自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)・自動車取得税 (ケース1) (ケース2)

どんなとき	使用できなくなった自動車の代替自動車を取得したとき	車両登録日から1月以内に自動車が滅失したとき
減免の内容	「災害のやんだ日」から3ヶ月以内を取得した自動車について、減免額は = 被災自動車の 被災直前の価額 × 代替自動車に適用する税率	全額を減免
提出する書類	・ 被災事実を証明できる書類 ・ 自動車の抹消登録証明書(抹消登録ができない場合は、ご相談ください。)	
持参するもの	印鑑(認め印可)	
申請期限	代替自動車の車両登録日から30日以内	「災害のやんだ日」から30日以内

〈注意〉・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。

・「災害のやんだ日」はお問い合わせください。

3 個人事業税

(ケース1)

(ケース2)

どんなとき	災害による事業用資産の損害金額が、被災者の事業用資産の価格の2分の1以上である場合。	災害による住宅等資産の損害金額が、被災者の当該資産の価格の2分の1以上である場合。
減免の内容	(事業所得) (減免割合) 500万円以下 ⇒ 全額 500万円超750万円以下 ⇒ 10分の5 750万円超1000万円以下 ⇒ 10分の3	(合計所得金額) (減免割合) 500万円以下 ⇒ 10分の5 500万円超750万円以下 ⇒ 10分の2.5 750万円超1000万円以下 ⇒ 10分の1.5
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免申請書(県規則様式第51号) ・ 被災事実を証明できる書類 ・ 被災前・被災後の資産の価格を証する書類(当該資産にかかる帳簿の写し、修繕等に係る見積書又は請求書の写し等) ・ 損害額に補填される保険金等がある場合は、その額を確認できる書類 	
持参するもの	印鑑(認め印可)	
申請期限	損害を受けた日から30日以内	損害を受けた日から30日以内

〈注意〉・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。

4 不動産取得税(「固定資産税」は市町村にお問い合わせください。)

(ケース1)

(ケース2)

どんなとき	災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき (※取得不動産の代替性の認定を行います。)	不動産を取得した日から1ヶ月以内に災害により滅失又は損壊したとき
減免の内容	被災不動産の価格に応じて一定額(固定資産課税台帳の登録価格のうち被災部分に応じた価格)を免除	
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長、消防署長等の罹災証明書 ・ 被災不動産の登録価格の証明書 	
持参するもの	印鑑(認め印可、法人の場合は代表者印)	
申請期限	取得した代替不動産の納期限まで	被災した不動産の納期限まで

※「代替性の認定」は、災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合を言います。具体的には、被災不動産と同程度の不動産であることを原則とします。

(住宅→住宅、店舗→店舗、工場→工場または工場→倉庫等)

「代替性の認定」の詳細についてはお問い合わせください。

申請・お問合せ先(北信、上田、諏訪、飯田、木曾、大町の地域事務所でも受け付けています。)

申請・問合せ先	電話(直通)	所在地
総合県税事務所	026-234-9505	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1
東信県税事務所	0267-63-3135	〒385-8533 佐久市跡部 65-1
南信県税事務所	0265-76-6805	〒396-8666 伊那市荒井 3497
中信県税事務所	0263-40-1905	〒390-0852 松本市大字島立 1020
県庁総務部税務課	026-235-7046	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

県税の申告等の期限の延長の指定別途地域一覧

都道府県名	指定地域
長野県	<p>長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内</p> <p>千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮</p>
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	<p>水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町</p> <p>久慈郡太子町</p>
栃木県	<p>栃木市</p> <p>佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町</p>